

青森県がん対策推進協議会

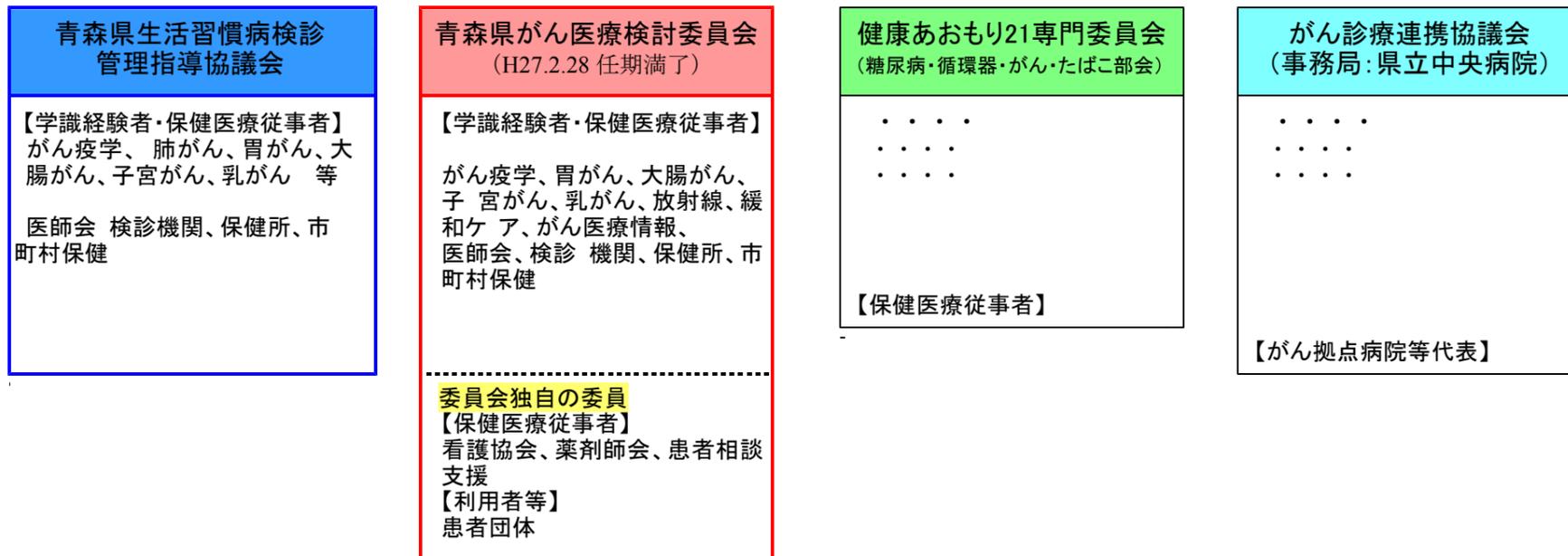
本県におけるがんを取り巻く現状や課題等を踏まえて、本県のがん対策を総合的に推進するため、青森県がん対策推進協議会を設置。

- 【検討事項】 ①青森県のがん対策に関すること。
 ②青森県のがん対策推進計画の策定、推進及び進捗状況に関すること。
 ③その他がん対策の推進に必要な事項に関すること。

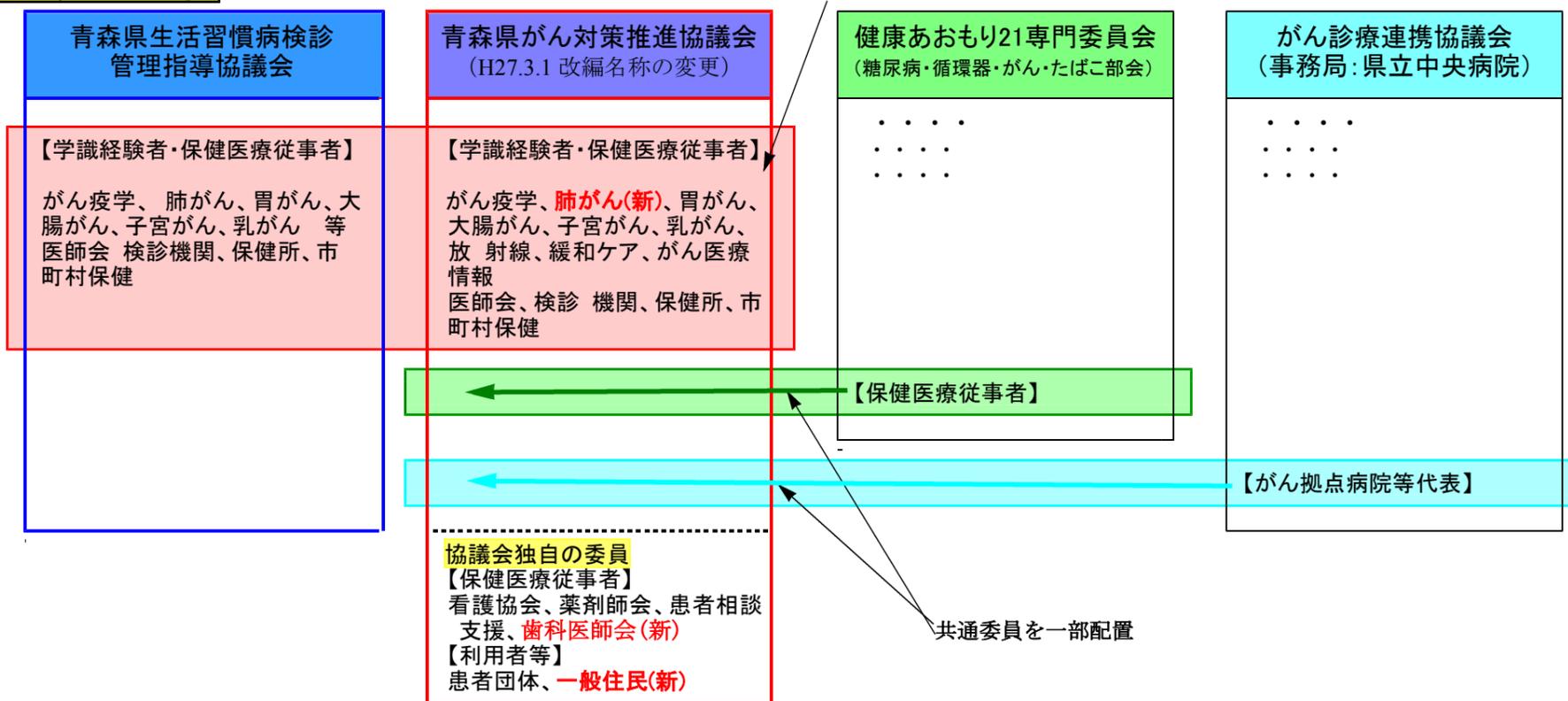
【部会の設置】 協議会で特別な事項を協議する必要があるときは、必要に応じて部会を設置することができる。

＜がん対策推進体制の見直し＞

見直し前 (がんに関する各組織間の連携が考慮されていない → 各協議会等の連携強化が必要)



見直し後



【見直しの考え方】 共通の委員を配置することで連携を図る(3~5名程度)。(委員会間の意志疎通、協議内容の共有化等を狙いとする)

- ① 「がん医療検討委員会」を「がん対策推進協議会」に改称し、設置目的に県がん対策推進計画の策定等を明記するほか、医療だけではなく、がん対策全般を扱う。
- ② 「がん対策推進協議会」については一部を除き、「生活習慣病検診管理指導協議会」と委員の構成が類似している(学識経験者(大学教授)、保健医療従事者(医療機関、がん検診機関、保健所、県医師会等)で構成)ことから、共通の委員を多く配置することにより連携を図る。
- ③ 「がん」を含めた生活習慣病全般の予防部門を検討する「健康あおもり21専門委員会糖尿病・循環器病・がん・たばこ部会」やがん診療の現場となる医療機関の協議組織である「青森県がん診療連携協議会」(事務局: 県病)とは、一部に共通の委員を配置することで連携を図る。